

■被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

認定対象者の該当する状況に応じて、提出書類を全て提出してください。

改訂日 令和5年7月1日

居住区分	認定対象者	添付書類	書類取扱先
●国内に居住の方	全認定対象者	続柄が記載されている世帯全員の住民票※マイナンバーの記載がないもの	写し 市区町村
●海外に居住の方	原則、配偶者及び子女（海外赴任者）	婚姻や出生等を証明する書類等の写しとその翻訳文	写し -

認定対象者	扶養異動事由	状況	添付書類	書類取扱先	
● 配偶者 ● 就職し扶養を外れた子 ● 父母・祖父母 ● 孫 ● 兄・姉・弟・妹 ● (同居) 叔父・伯父 ● (同居) 叔母・伯母 ● (同居) 兄弟・義父母	㉔ 退職した場合 (パート・アルバイト含む)	雇用保険を受給しない場合 (雇用保険未加入の場合)	退職が確認できる書類 (退職証明書、退職時の源泉徴収票、離職票1-2な 雇用保険(失業給付)又は公務員の失業者退職 手当に係る誓約書	写し 前勤務先 原本 当健保	
		雇用保険を受給する場合(注1)	退職が確認できる書類 (退職証明書、退職時の源泉徴収票、離職票1-2な 雇用保険受給資格者証 【後日提出可、提出まで仮保険証】	写し 前勤務先 写し ハローワーク	
	㉕ 収入が減った場合	パート、アルバイト等で働いている人	被扶養者認定基準に記載された収入水準(注2) であることが確認できる書類※源泉徴収票不可 (直近3ヵ月分の給与明細、雇用契約書など)	写し 前勤務先	
		自営業・農業などの個人事業、 不動産・利子・配当等の収入がある人	被扶養者認定基準に記載された収入水準(注2) であることが確認できる確定申告書および経費 明細(収支決算書・青色申告決算書など)	写し 税務署	
		個人事業を廃業した場合	個人事業の廃業届出書	写し 市区町村・税務署	
		去年から無収入の場合	所得・非課税証明書 (収入金額欄が記載されているもの)	原本 市区町村	
	㉖ 雇用保険受給終了の場合		雇用保険受給資格者証全ページ (支給終了の記載があるもの)	写し ハローワーク	
		㉗ 被保険者本人取得時の場合 (または扶養異動の場合)	パート、アルバイト等で働いている人	被扶養者認定基準に記載された収入水準(注2) であることが確認できる書類※源泉徴収票不可 (直近3ヵ月分の給与明細、雇用契約書など)	写し 前勤務先
			自営業・農業などの個人事業、 不動産・利子・配当等の収入がある人	被扶養者認定基準に記載された収入水準(注2) であることが確認できる確定申告書および経費 明細(収支決算書・青色申告決算書など)	写し 税務署
			個人事業を廃業した場合	個人事業の廃業届出書	写し 市区町村・税務署
			去年から無収入の場合	所得・非課税証明書 (収入金額欄が記載されているもの)	原本 市区町村
			18歳以上で学生(注3)の人	学生証又は在学証明書	写し 学校
			18歳未満で学生の人	該当する方が必ず提出する書類 別記参照	- -
	退職していた場合	㉔ 退職した場合 参照	- -		
㉘ 結婚した場合		婚姻日が確認できる書類 (婚姻受理証など)	写し 市区町村		
		㉗ 被保険者本人取得時の場合 参照	- -		
● 子	㉙ 生まれた場合	配偶者が被扶養者の場合	添付書類なし	- -	
		配偶者が被扶養者でない場合	配偶者の年間収入が確認できる書類 (前年分源泉徴収票など)	写し 配偶者の勤務先	
	㉚ 養子縁組した場合	配偶者が被扶養者の場合	養子縁組した日が確認できる書類 (養子縁組受理証など)	写し 市区町村	
		配偶者が被扶養者でない場合	養子縁組した日が確認できる書類 (養子縁組受理証など) 配偶者の年間収入が確認できる書類 (前年分源泉徴収票など)	写し 市区町村 写し 配偶者の勤務先	
	㉛ 被保険者本人取得時の場合 (または扶養異動の場合)	配偶者が被扶養者の場合	添付書類なし	- -	
		配偶者が被扶養者でない場合	配偶者の年間収入が確認できる書類 (前年分源泉徴収票など)	写し 市区町村・税務署	

該当する方が必ず提出する書類 別記参照

該当する方が必ず提出する書類	認定対象者	状況	添付書類	書類取扱先
該当する方が必ず提出する書類	① 老齢年金受給可能年齢の人 (または年金を受給している人)		制度共通年金見込額照会回答票 (直近の年金改定通知書、年金振込通知書なども可)	写し 年金事務所
			所得・非課税証明書	原本 市区町村
	② (配偶者・子)以外の人	父母・祖父母・孫・兄・姉・弟・妹 (同居) 叔父・伯父・叔母・伯母・兄 弟・義父母	扶養に関する各種調査・確認書	原本 当健保
		【不可】(非同居) 叔父・伯父・叔 母・伯母・兄弟・義父母		
	③ 別世帯の人	住民票が別の人	仕送りの金額・継続が確認できる書類※手渡し不可 (振込受領書、自動送金サービス申込書など)	原本 金融機関
	④ 就労年齢で学生(注3)の人	就労年齢になられている方(配偶者を 除く)は	学生証又は在学証明書	写し 学校
	⑤ 就労年齢で障害者の人	原則、被扶養者として認定できませ ん。	障害者手帳	写し 市区町村
	⑥ 就労年齢で病気療養中の人	(認定には条件が付加されます)	医師の診断書 (就労不可の記載があるもの)	原本 医療機関
	⑦ 外国国籍の人		住民票もしくは在留カード ※住民票はマイナンバーの記載がないもの	写し 市区町村 入国管理官署
⑧ 内縁の妻(夫)である人		住民票(未届の妻(夫)と記載があるもの) ※マイナンバーの記載がないもの	原本 市区町村	
⑨ 他の健康保険資格を喪失した人		健康保険資格喪失証明書	原本 前の健康保険組合	

注1: 失業保険受給開始日前までの認定となります。ただし、基本日額が3,611円/日以下(59歳以下)、4,999円/日以下(60歳以上)の場合は受給期間中も認定されます。

注2: 60歳未満の場合は月額108,334円未満、60歳以上の場合は150,000円未満

注3: 通信制、夜間の学校、資格の専門学校など全日制以外の学生の方は別途「㉗被保険者本人取得時の場合」参照。

※上記書類以外でも健保組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。

※提出書類の取得費用については自己負担とさせていただきます。

※就労年齢になられている方(配偶者を除く)は原則、被扶養者として認定できません。(認定には条件が付加されます)